

宮城県警察教養に関する規則

平成13年8月21日

宮城県公安委員会規則第14号

宮城県警察教養に関する規則を次のように定める。

宮城県警察教養に関する規則

(趣旨)

第1条 宮城県警察職員に対する警察教養については、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）及び警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教養の方針)

第2条 警察教養は、警察職員一人一人が職務倫理を保持するとともに、階級及び職に応じた組織の管理能力や警察に関する学術の修得、実務の習熟及び体力の錬磨を通じ、民主警察の本質と責務を自覚するように行わなければならない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、警察教養の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成13年8月21日から施行する。